

COVID-19感染予防対策が実施される状況下における受入機関・組織（身元保証機関）による外国人に対する入国許可申請に関するガイドライン（2020年10月2日付けの文書第3374/BCA-QLXNC号に添付）

I. 適用範囲

COVID-19感染予防対策が実施される状況の下、ベトナムにおける受入機関・組織（身元保証機関）が公安省入国管理局に対し、外国人に対する入国許可について審査を要請する手続き及び実施手順に関するガイドライン。

II. 適用対象

1. 専門家、投資家、企業管理者、高技能労働者（以下、専門家という）である外国人とその家族（両親、配偶者及び子供）、ベトナムに在学中の外国人留学生
2. ベトナムに渡航する外国人の受入れ機関・組織（身元保証機関）及びその他の関連機関、組織、個人

III. 手続き及び実施手順

1. 提出書類

ア ベトナムにおける外国人の出入国、居住に関する申請書様式を規定する公安相通達第04/2015/TT-BCA号（2015年1月5日付け）に添付し公布された申請書様式NA2に沿って、入国管理局に対して、ベトナムに渡航する外国人への査証発給、入国許可を要請する文書

受入機関・組織（身元保証機関）は、<http://evisa.xuatnhapcanh.gov.vn/web/guest/huong-dan-dvbl-xdnc> にアクセスし、審査する上での必要な情報を入力した後、印刷し、押印とサインする。

過去には同受入機関・組織（身元保証機関）の招へいにより取得した有効な査証又は臨時滞在カードを所持している場合、要請文書（申請書様式NA2）に「査証又は臨時滞在カード（番号、記号、発給機関、発給日、期間）を所持している」旨を記載し、その写しを提出すること。

イ 当該外国人（同ガイドラインの項目II.1.に記述する対象者）が勤務、家族訪問又は学習するために入国すること、送迎手段、隔離計画を許可する旨の中央直轄省・市の人民委員会（省レベルの人民委員会）の文書。隔離措置を実施する地方が異なる場合、隔離先の省レベルの人民委員会により隔離の実施を許可する旨の文書を提出すること。

首相又はCOVID-19対策国家指導委員会により入国許可を得た場合、その趣旨を通知する首相府又はCOVID-19対策国家指導委員会の文書と隔離先の省レベルの人民委員会により隔離の実施を許可する旨の文書を提出すること。

(上記の各種文書について、原本又は公証付きの写しを提出する。)

ウ 国際空港において入国する場合、入国便に関する情報(便名、航空ルート及び入国ゲート)を提供すること。申請書類を提出する時点で入国便に関する情報を把握できていない場合、入国管理局が渡航者に関する入国手続きを実施するために、同情報の判明後、文面にて通知すること。

エ 入国管理局に外国人の招へい書類をはじめ提出される場合、社会団体、企業、法人資格のあるその他組織、外国人経営者により設立される支店、海外の各経済・文化団体又は専門組織のベトナム事務所は下記の書類を提出しなければならない。

- ・公証された活動許可証又は管理機関により決定された設立許可証の写し
- ・組織内の権限を持つ者の印鑑、サインを示す文書(通達第04/2015/TT-BCA号に添付し公布された申請書類様式NA16)

2. 書類の提出先及び結果の受領先

受入機関・組織(身元保証機関)は、入国管理局の窓口(住所: 44-46 TRAN PHU, BA DINH, HA NOI 又は 333-335-337 NGUYEN TRAI, QUAN 1, TP.HO CHI MINH)にて直接書類を提出し、結果を受領する。

3. 書類処理期間

入国管理局は、十分かつ規定に則った書類の受領以来3営業日以内に書類審査を行い、受入機関・組織(身元保証機関)に結果を通知する。

4. 入国に関する通知

ア 国際空港において入国する場合、入国管理局は、渡航者の入国について空港における出入国管理当局に通知する。

イ 道路、水路、鉄道の国境ゲートにおいて入国する場合、入国管理局は、渡航者の入国について国防省国境警備隊司令部国境ゲート局に通知する。